

介護施設のコロナ対策特例措置の見直し等を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大により介護施設の運営は重大な危機に直面している。いくつかの介護事業所では集団感染が発生し、感染への不安から利用を抑制する高齢者も少なくない。デイサービスや訪問介護の中止・縮小を余儀なくされ、経営悪化による倒産や廃業の危機に瀕している事業所も生まれている。

政府は、新型コロナウイルスによる介護事業所への減収対策として、利用者の同意を得ることを条件に、提供したサービスの介護報酬の算定に上乘せする「特例措置」を導入した。この特例措置では、コロナ感染症の拡大による減収を利用者の負担増を伴って補填することになる。また利用者の同意を得ることを個々の事業所に委ねた結果、説明責任を負わされた事業者と利用者及びその家族との信頼関係を壊しかねない。

介護保険制度では、これまでも利用者の経済的な負担が増やされてきた。さらに現在、高所得者の高額介護サービス費の自己負担上限額の引き上げなど、新たな利用者の経済的負担の増加につながる制度見直しが検討されており、令和3年度からの第8期介護保険事業計画において、新たな利用者負担増が具体化されることが危惧される。この見直しが実現すると、利用者とその家族の負担が増えるばかりでなく、介護サービスの利用控えにつながる懸念がある。

介護サービスを提供する事業所では、利用控えなどで経営困難をきたしており自助努力で改善することも困難な実態がある。経営安定に向けた支援は、利用者の負担ではなく、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象に加えるなどして、国の責任と負担で行うべきであり、コロナ禍が続く中では、新たな利用者負担の増加につながる制度見直しには慎重な姿勢が求められる。

よって、扶桑町議会は、次の事項を実現するよう強く要望する。

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大による介護事業所の減収対策は、国の責任と負担で行うこと。
2. 利用者に負担増を強いる介護報酬「特例措置」を見直すこと。
3. 介護・福祉サービスの事業安定に向けた支援を、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象に加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日

衆議院議長 大島理森 殿
参議院議長 山東昭子 殿
内閣総理大臣 菅義偉 殿
財務大臣 麻生太郎 殿
厚生労働大臣 田村憲久 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会